

答申案件の概要

件名	贈答用の酒類に係る調達物品調達伺等についての一部開示決定処分に対する異議申立て	
担当課	開示決定等	出納局経理課
	異議申立て	出納局経理課
対象行政文書 (異議申立てに係る部分)	平成17年度に経理課が報償費で調達した、贈答用の酒類に係る調達物品調達伺及びこれに添付された「平成17年度医師確保対策用務に係る謝礼品送付(手交)先一覧」と題された書面	
経緯	開示請求年月日	平成20年2月13日
	開示決定等年月日	平成20年3月14日
	異議申立て年月日	平成20年3月21日
	諮問年月日	平成20年4月18日
本件処分の内容 (異議申立てに係る部分)	<p>一部開示決定 (不開示部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・贈答先の一部(県への協力を依頼した訪問先の贈呈者個人の氏名、所属、職名、電話番号) <p>(不開示理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第7条第7号該当(今後の医師確保業務に支障が出る可能性があるため) ・条例第7条第4号該当(送付の相手方の所属はいずれも民間法人であるため) 	
異議申立ての趣旨	本件処分のうち、医療薬務課の調達物品調達伺(平成17年6月3日納入期限)の2枚目の送付先一覧で不開示とされた医師の名前、所属、職名、電話番号で、所属については不開示処分を取り消すか、少なくとも国立大学法人名又は国立大学法人であるか否かを明示するよう求める。	
審査会の結論	青森県知事(以下「実施機関」という。)は、異議申立ての対象となった一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、整理番号0030862、交付課医療薬務課に係る調達物品調達伺(以下「本件行政文書」という。)の2枚目における、送付先「No.1」及び「No.2」に係る部分を開示することが妥当である。	

<条例第7条第7号該当性について>

○ 送付先「No.1」に係る不開示部分について

① 「所属」について

- ・ 実施機関は、過去に開催された県議会の常任委員会において、当該団体に対し入学者枠の要望活動を行っている旨答弁しており、また、当該団体への合格者枠は各都道府県原則2名であるが、当該団体は、成績優秀や地域の医師不足の状況のほか、各都道府県の要望状況も考慮して、各都道府県の合格者を増やす場合があり、当該団体への本県合格者が3名となった年度も複数あることが認められる。
- ・ 上記のとおり、実施機関が行う、当該団体への受入学生数の増員要望それ自体については、過去において公表され、当該活動が現在も引き続き行われており、本県合格者枠が増加する年度もあることなどからすれば、「所属」に記載された当該団体の名称を公にしたとしても、そのこと自体から、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。
- ・ そもそも、実施機関は、これまで、大学医学部卒業後の県内定着を図るための医学生への修学資金貸与事業など、医師確保を目的とした種々の事業を実施し、その状況について、県議会をはじめ様々な場面で説明するなど、広く周知を図ってきたことが認められ、当該団体への受入学生数の増員要望も、これら医師確保対策の一環として行われたものである。

実施機関は、当該団体は、へき地医療従事医師を養成するという特殊性を有し、その卒業生は、将来それぞれの出身都道府県において公務員として医療に従事することが予定されている旨を述べているところであり、このことも踏まえれば、当該団体への受入学生数の増員要望それ自体は、秘匿すべき情報というよりむしろ、実施機関がこれまで行ってきた医師確保対策のための活動として、他の関連した事業と同様に、積極的に公表し、説明すべきものであると思われる。

② 「名前」、「職名」について

- ・ 当該者の本県に対する情報提供が、実施機関が主張するように、仮に「親身かつ内密に行われたもの」であったとしても、そのことによって直ちに、当該情報提供が、当該者の個人的行為であると見ることはできない。当該情報提供は、当該者の当該団体における職位、職責の範囲内で適正に行われた、職務上の行為であると解するのが相当である。当該者の情報提供が、職務上の行為であるにもかかわらず、当該者への本県の要望活動が公になった場合に、今後、そのような情報提供に支障が生ずるおそれがあるとの主張について、これを合理的なものとして認めるに足る具体的な事情は見出せない。
- ・ そもそも、「名前」、「職名」に記載された情報を公にした場合に明らかとなるのは、「本県が、特定の時期に、当該者に対し、

医師不足解消のための要望活動を行った」ということだけであって、当該要望活動の相手方が通常は別な者であることを考慮しても、当該者への当該要望活動の事実から、実施機関が主張する、「本県合格者の枠の増の可能性が生じた」とすることを推測することは、一般的には困難である。

- ・ 仮に、「名前」、「職名」に記載された情報を公にすることにより、本県合格者枠の増の可能性があると推測されたとしても、そのことによって、実施機関が行う医師確保対策の事務の遂行にどのような支障が生じるかについては、実施機関からは、具体的な説明がない。
- ・ 以上から、「名前」、「職名」に記載された情報を公にしたとしても、そのことから直ちに、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

③ 「電話番号」について

「電話番号」に記載された情報は、当該団体の名称を識別することができるものであり、上記①と同様の理由から、これを公にすることにより当該団体の名称が明らかになったとしても、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

○ 送付先「No.2」に係る不開示部分について

① 「所属」について

- ・ 当該団体は、国から委託を受けて、国が設置した病院、診療所、看護専門学校及び介護老人保健施設等の経営等の事業を行っており、当該団体が運営する病院、診療所だけでも全国に相当数存在するもので、これらの病院等に勤務する医師の中に本県勤務の意思を有する者がいた場合でも、その者を特定することは困難である。また、本県では、医師確保対策の一環として、「あおり地域医療・医師支援機構」を創設し、県外からのUIターン医師の確保に係る事業が行われているところでもあり、実施機関が、当該団体の事業内容やその全国的な規模に着目し、当該団体に対し、本県勤務意思を有する医師の情報提供を依頼したとしても、何ら不自然なことはないものである。
- ・ 「所属」に記載された情報を公にした場合に明らかとなるのは、「本県が、特定の時期に、当該団体に対し、本県勤務意思を有する医師の情報提供を依頼した」ということだけで、これらの情報から当該医師の県職員採用に至る経緯が明らかになるとまでは言うことができない。
- ・ 以上から、「所属」に記載された情報を公にすることにより、当該情報提供依頼の相手方が推測されることがあったとしても、そのこと自体から、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

② 「名前」、「職名」について

- ・ 当該者が本県に対し情報提供をするに当たり、実施機関が主張

するような、当該者と本県との関係が、提供される情報の多寡、内容の精密度等に影響を与えることは否定できないものがあると思われる。しかし、一方において、実施機関が主張する、当該者の職名が公になった場合の当該者への迷惑の程度や、これによる今後の情報提供への支障の程度がどのようなものであるかについては、明らかでない。

- ・ 当該者の本県に対する情報提供に、実施機関が主張するような、本県との特別な関係を背景に行われた面があるとしても、そのことによって直ちに、当該情報提供が、当該者の個人的行為であると見ることはできない。当該情報提供は、当該団体の要職にある者によって行われた、当該団体としての行為であると解するのが相当である。

県が種々の事業を実施するに当たり、その協力を関係団体の長やその要職にある者に依頼することは一般的であると考えられ、送付先「No.2」の団体についても、県が公式に情報提供依頼をし、その対応者が当該団体の要職にある者である場合において、その職名を公にするとその後の協力を拒むなどの対応が取られるなどの事態が生ずることは、当該団体に対する依頼そのものが秘匿すべき情報であるなど特別な事情がない限り、想定し難いものがある。そして、当該団体に対する情報提供依頼自体には、上記①のとおり、これを秘匿すべき事情は認められない。

- ・ 結局のところ、「名前」、「職名」に記載された情報を公にすることにより生ずる支障について、実施機関は、情報提供依頼の相手方への取材に伴う迷惑を挙げているのみで、その余の支障については具体的な説明はなく、以上の点からすれば、これらの情報を公にしたとしても、そのことから直ちに、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

③ 「電話番号」について

「電話番号」に記載された情報は、当該団体の名称を識別することができるものであり、上記①と同様の理由から、これを公にすることにより当該団体の名称が明らかになったとしても、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

○ 送付先「No.3」に係る不開示部分について

- ・ 不開示部分に係る情報は、特定の一の医療機関に所属する医師と本県との交渉に関する情報であると認められる。その職名及び氏名はもとより、所属及び電話番号のみであっても、これを公にすることにより、当該医療機関の特定の医師が本県と内密に交渉していたこと等が推測される可能性は否定できない。このような交渉過程が公になることは、今後、本県の医師確保に関する種々の活動に支障が生じるおそれがあると言わざるを得ない。
- ・ 以上から、不開示部分に係る情報は、これを公にすると、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- 以上のとおり、本件情報のうち、送付先「No.1」及び「No.2」に係る情報は、条例第7条第7号の情報には該当しない。

<条例第7条第4号該当性について>

- 条例第7条第4号は、法人等の正当な事業活動を保障するため、法人等に関する情報のうち、「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について、原則として不開示とすることとしたものであって、単に当該情報が法人等に関する情報であるということだけでは、同号の不開示情報とはならない。
- 実施機関の主張には、本件情報を公にすることにより、送付先である当該各民間法人のどのような権利利益が侵害され、また、害される「おそれ」の蓋然性について、説明が全くされておらず、このことからすれば、本件情報は、条例第7条第4号の情報には該当しないと言わざるを得ない。

<付加的主張（条例第7条第3号該当性）について>

- 送付先「No.1」及び「No.2」の「名前」、「職名」に記載された情報は、特定の個人を識別することができるものではあるが、送付先「No.1」の「名前」、「職名」に記載された情報の条例第7条第3号ただし書該当性について、実施機関は、「当該者は、特定の地方公共団体が国から割愛採用した職員で、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）その他関係条例等の規定に基づき、職員の身分を保有したまま送付先「No.1」に派遣されており、当該人事についても対外的に公表されている」とし、これらの情報は、条例第7条第3号ただし書に該当するとして、同号に該当するとの主張を撤回したところである。
- 送付先「No.2」の「名前」、「職名」に記載された情報は、送付先「No.2」のホームページにおいて現在も公表され、実施機関からの説明聴取においても、当該情報が公表されている旨が確認されたところであり、当該情報は、条例第7条第3号ただし書に該当すると認められる。
- 以上から、送付先「No.1」及び「No.2」の「名前」、「職名」に記載された情報は、条例第7条第3号の情報には該当しない。

<結論>

よって、本件情報には、条例第7条第3号、第4号及び第7号のいずれにも該当しない情報が含まれており、当該情報を開示することが妥当である。